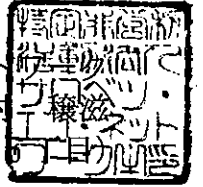


令和2年4月8日

環境大臣 小泉進次郎 殿

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネット
代表理事 吉村 稜
(北海道天塩郡豊富町字豊富東2条)



風力発電の真実を知る会
代表 佐々木 邦夫 (公印省略)
(稚内市はまなす2丁目7番18号)

道北の自然と再生エネルギーを考える会
代表 富樫 とも子 (公印省略)
(北海道天塩郡幌延町字下沼853番地1)

日本野鳥の会 道北支部
支部長 小杉 和樹 (公印省略)
(北海道利尻郡利尻町沓形字栄浜142 佐藤里恵方)

北海道ラムサールネットワーク
代表 小西 敢 (公印省略)
(北海道厚岸郡浜中町琵琶瀬60 NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト内)

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一 (公印省略)
(東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル)

要 望 書

利尻礼文サロベツ国立公園とその周辺には国内最大級の高層湿原が広がっていますが、そこには巨大建造物が存在せず、どこまでも何もない風景やそこから望む雄大な利尻山（利尻富士）の景観を求めて国内外から多くの人々が訪れます。利尻礼文サロベツ国立公園を中心とするサロベツ原野は鳥類をはじめとして日本を代表する多くの希少野生動植物の宝庫であり、また、渡り鳥にとっては国内有数の重要な渡り経路となっている湿地を有することから、ラムサール条約登録湿地となっています。

このような地域において、現在のように風力発電事業の計画が集中していることは、バードストライクやバットストライク、渡り経路の変更等の生息地放棄、景観の悪化による観光産業への影響が発生するものと予測します。しかし、その様な影響については環境影響評価法に基づく手続きの中で事業者が十分に評価できていないのは、評価手続のあり方や評価基準について改善すべき点があるからと考え、下記のように要望いたします。なお、要望内容に対しまして、貴省としてどのような見解をお持ちかご教示いただけますと幸いです。

記

(1) 配慮書における複数案の設定について

環境影響評価手続きにおける計画段階環境配慮書について、環境省総合環境政策局が開催した計画段階配慮技術手法に関する検討会の結果として作成された計画段階配慮手続に係る技術ガイドによると、環境改変の可能性のある範囲を包含するように設定されていれば、比較的広域な範囲から事業実施想定区域を絞り込むのを位置・規模の複数案の一種とみなすことができるとしています。しかし、これでは複数の対象事業実施区域の候補地域の中から、できるだけ環境への影響の少ない地域を選定するという配慮書の存在意義が薄くなるものと考えます。

例えば、合同会社道北風力（株）による（仮称）浜里風力発電事業では配慮書の事業実施想定区域はごく限られた範囲の1箇所、その中で、事業区域の形が若干変化する複数案にとどまりました。しかしながら、ここは利尻礼文国立公園の幌延ビクターセンターやパンケ沼園地から海岸方向を眺めるにあたり、利尻山や海岸砂丘林を背景にサロベツ湿原を眺めることができる国立公園における最も重要な景観に含まれる場所です。下記に述べるように景観を評価する際の適切な基準がないことも原因となり、この事業は地域の景観に取り返しがつかないほどの重大な影響を及ぼすにもかかわらず、事業規模を縮小したもの的大幅に位置を変更するには至りませんでした。

今後このような事態を避けるために、すべての事業において複数案による影響評価の適切な実施がなされるよう、技術ガイドを修正すべきです。

(2) 環境影響評価における調査手法について

環境影響評価においては鳥類や景観をはじめとして様々な環境に対する影響を評価するために、現地調査が実施されています。現地調査の方法は経済産業省による「発電所に係る環境影響評価の手引」やその他のガイドライン、および環境省による「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」等を参考にして事業者が決定しています。しかし、動植物の各種群や影響評価項目に対し確立した調査方法がガイドライン等には示されておらず、また、どの事業者も前例に倣った画一的な調査手法を

用いることがほとんどであることから、事業によっては明らかに調査努力不足や調査方法そのものの不備が見受けられます。

例えば、電源開発（株）による（仮称）新さらきとまない風力発電事業におけるハクチョウ類や（仮称）浜里風力発電事業における国内希少種のチュウヒの調査では、調査時期の設定の誤りや、調査地点・調査頻度が不足しており、また、他の道北7事業風力発電事業でも同様のことが起こっています。

環境影響評価の方法については現地の状況に合わせて事業者が決定しますが、その際にはできるだけ地元の自然環境に詳しい人物に意見聴取を行い、事業実施予定地の自然環境の特性に合った調査手法を提案してもらい、事業者が実行可能な範囲で提案を取り入れた調査を実施すべきです。環境省は、そのための指導方針を作成し、手引等に記載すべきです。

(3) 環境影響評価手続の迅速化（前倒し環境調査）の弊害について

近年の環境影響評価手続の迅速化の一つとして前倒し調査が行われる事業がありますが、方法書が提出された時点で既に現地調査が終了している事業が多く、調査方法等に関する住民意見の内容を検討できていないと考えられる事業が多数見受けられました。

例えば、（仮称）新さらきとまない風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧の際に、環境調査や影響評価の方法に対して住民意見の募集が行われましたが、その時点（2018年12月）では前倒し調査によりすでに現地調査がほぼ終了しており、調査方法に不備があると考え提出した住民意見について真摯に検討されませんでした。

環境影響評価において、真に影響を回避・低減するために重要な手続き段階は、計画段階環境配慮書および環境影響評価方法書の段階であり、適切な立地選定と予測・評価手法のあり方にあると考えます。今後このようなことが起こらないようにするため、前倒し調査の手法に住民または環境大臣が意見を提出できる仕組み、住民意見に対して事業者がどのような検討をしたかを環境省等が評価する仕組み、および環境大臣が方法書に対し意見を述べられる仕組みを作るべきです。

(4) 住民意見の取扱いについて

環境影響評価図書に掲載されている住民意見は要約されたものを掲載すればよいことになっていますが、その要約の際に意見の中でも非常に重要と思われる部分が削除されている事例を多数見受けます。例えば、電源開発（株）による（仮称）新さらきとまない風力発電事業に係る環境影響評価準備書において、その要約の際に意見の中でも特に重要と思われる部分が削除されていました（別紙参照）。これは、環境影響評価の手続上は、削除された部分の意見が存在していないことを意味します。このため、環境省は事業者に提出された住民意見について、重要な部分が削除、要約されていないかを確認する仕組みを作るか、事業または事業者に対する明らかな誹謗・中傷など図書に対し不適切なものを除く意見の全文について、一切の削除をすることなく図書に掲載するかなど必要な措置をとる必要があります。

(5) 景観調査の評価基準について

現状の景観への影響評価では、鉄塔を基準にした垂直見込み角により人が圧迫感を受けるか否かの評価基準が採用されています。しかしながら、風車は鉄塔とは違い、ローターが球体状に動いて見え、水平方向に複数の風車が並んで見えます。この基準

では風車がいくつ並んでも水平方向への評価はされませんので、計画全体の水平見込み角により景観への影響を累積的に評価することが必要と考えます。また、景観は広い空間そのものが持つ価値があるので、圧迫感ではなく、風景の中の異物として空間的に評価する必要があります。利尻礼文サロベツ国立公園とその周辺にあるサロベツ原野は利尻山だけでなく、何も無い広大な景観が魅力の場所です。稚咲内海岸砂丘林の近傍には（仮称）浜里風力発電事業が、サロベツ原野の東側にある丘陵地には同じく合同会社道北風力（株）による（仮称）芦川風力発電事業計画が存在しますが、これらの計画はすべて砂丘林や丘陵地のスカイラインから風車が突き出るように配置されることから、サロベツの景観に重大な影響を及ぼすと考えます。このため、水平見込み角と周りの景観との違和感を適切に評価できれば、風車の存在が広大な景観に対してどのような影響を及ぼすかが明らかになるはずです。他の地域でも環境影響評価手続の中で活用できるよう、環境省は一般化できる新たな景観評価の基準を作成すべきです。

以上